

第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果原案に対する
意見申立てへの対応について（案）

意見申立ての内容

○中期目標の評定の判断基準についての意見申立て

- ・東北大学
- ・茨城大学

○数値目標の達成状況についての意見申立て

- ・弘前大学
- ・東京芸術大学
- ・愛知教育大学
- ・大分大学

○「改善すべき点」の指摘についての意見申立て

- ・鳴門教育大学
- ・大分大学

⇒ いずれも原案のとおりとする。

【様式1】意見及び対応

国立大学法人東北大学

法人番号：10

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (3) 自己点検・評価及び情報提供 に関する目標の評定</p> <p>【原文】 <u>中期目標を達成している</u></p> <p>【申立内容】 以下の【理由】により、【修正文案】への変更をご検討ください ようお願ひいたします。</p> <p>【修正文案】 <u>中期目標を上回る成果が得られている</u></p> <p>【理由】 今回、中期計画の記載2事項全てが「中期計画を上回って実施している」と評価いただきました。 さらに、実績報告書P.16「国際アドバイザリーボードを活用した国際戦略の強化【55】【69】」及びP.18~19「経営戦略データベースを活用したエビデンス・ベースト経営の展開【62】【69】」を通じた自己点検・評価の結果（国際戦略室の設置等の新たな国際戦略の展開、KPIと連動した部局評価に基づく傾斜配分等）を全学に共有し、全学一丸となって本学のパフォーマンス及びプレゼンスのさらなる充実を図ってきた結果、若手研究者の顕著な受賞実績、被引用度の高い論文数（Top10%論文数）や国際共著論文数の顕著な向上など、目覚ましい成果が見られました。 したがって、実施要領に定められた判断基準（目安）「計画以上の成果が認められる」に該当するものと判断され、評定の上方修正への意見を申し立てるものです。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。 なお、中期目標の評定は中期計画の記載事項ごとの検証結果に加え、優れた点の状況等を含めて総合的に判断している。</p>

国立大学法人茨城大学

法人番号：15

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営</p> <p>【原文】 「【評定】中期目標の達成状況が<u>不十分</u>である」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】中期目標を<u>おおむね達成</u>している」</p> <p>【理由】 第3期中期目標期間におけるその他業務運営に関する重要目標として提示された「施設設備の整備・活用等」、「安全管理」及び「法令遵守等」の3つの目標に対して、7つの計画を策定し、評価指標として24の指標を設定した。各評価指標は、第3期中期目標・中期計画の策定にあたって示された「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」に基づき、どこまでなら達成できるかの観点ではなく、法人として目指すべき姿として高い到達目標を定めそれを数値化したものとなっている。 今回の評価理由において、「中期計画の記載7事項中5事項が「中期計画を十分には実施していない」と認められること等を総合的に勘案したことによる」との記載があるが、24の指標を設定した中の6つの指標が達成しなかったものであり、残り18の指標については達成している状況である。 また、未達成となった6つの指標については、安全衛生管理の不備による労働災害発生数が目標値「0件」に対して令和3年度実績値「1件」や、教員への研究倫理教育の参加者が目標値「全教員」に対して令和3年度実績値「94.5%」といったように、数値目標は達成できていないが、個々の数値はおおむね達成しており、中期計画自体は実施したと考えている。 以上のことから、当該期間の中期計画及び評価指標水準の高さと達成状況を全体的に考慮いただき、上記の修正文案のとおり評価の再考を検討願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。 なお、中期目標の評定は中期計画の記載事項ごとの検証結果等を判断基準としているが、当該中期目標に置かれた7つの中期計画のうち、5つの中期計画にそれぞれ未達成の数値目標が含まれていることと等を勘案して、原案のとおりの判断をしている。</p>

【様式1】意見及び対応

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ・「教員定員の20%への年俸制の適用及び」 ・「年俸制の適用割合は令和3年度末時点で19.7%、」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 令和4年10月17日の質問事項にも回答しているように、「第3期中のいずれかの年度において達成する計画」であり、第3期中2度達成しているため。 なお、数値目標到達の判断については、4年目終了時の評価を受ける際、事前に文部科学省に確認をしており、「第3期の中間計画策定時に文部科学省として、数値目標達成を判断する到達時点を確認しておらず、大学の考え方に対応して判断いただきたい」との回答を得ている。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。 なお、中期計画の記載事項ごとの検証において、数値目標の達成判断の妥当性も含めて検証を行った結果、原案のとおり中期計画を十分には実施していないという判断をしている。</p>

【様式1】意見及び対応

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ・「及び【63】」 ・「○ 中期計画を十分には実施していないと認められる事項 「女性教員の採用比率年平均27.5%」（中期計画【63】）については、女性教員の活躍促進に向けた取組を実施しているものの、第3期中期目標期間中の女性教員の採用比率は年平均25.4%となっており、中期計画を十分には実施していないと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 令和4年10月17日の質問事項にも回答しているように、「第3期中のいずれかの年度において達成する計画」であり、第3期中2度達成しているため。 なお、数値目標到達の判断については、4年目終了時の評価を受ける際、事前に文部科学省に確認をしており、「第3期の中期計画策定時に文部科学省として、数値目標達成を判断する到達時点を確認しておらず、大学の考え方方に応じて判断いただきたい」との回答を得ている。 また、今回のように第3期6年間の平均で評価することは、4年目終了時評価の評価方法とは異なっていると思われ、一貫性を欠くのではないか。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。 なお、中期計画の記載事項ごとの検証において、数値目標の達成判断の妥当性も含めて検証を行った結果、原案のとおり中期計画を十分には実施していないという判断をしている。 また、4年目終了時評価では、令和元年度までの事業の実施状況並びに令和2年度及び令和3年度の事業の実施予定について評価を行っているが、今回の評価では6年間の事業の実施状況の評価を行っており、変更が生じることはあることから、一貫性を欠くものではない。</p>

【様式1】意見及び対応

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価 (業務運営・財務内容等)</p> <p>【原文】 一方で、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の項目<u>2事項</u>について、「中期計画を十分には実施していない」と認められることから、改善に向けた取組が求められる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 一方で、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の項目<u>1事項</u>について、「中期計画を十分には実施していない」と認められることから、改善に向けた取組が求められる。</p> <p>【理由】 ・中期計画【63】に対する意見の申立てに連動するため。 ・中期計画【63】の女性教員の採用比率年平均27.5%の数値目標について、本学では第3期中のいずれかの年度において達成する計画としており、第3期中2度達成している。このことから、中期計画【63】の数値目標は全て達成しており、進捗状況は「中期計画を十分に実施している」以上と判断するため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 2-II-(1)の申立てへの対応のとおり。</p>

【様式1】意見及び対応

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>【原文】 「中期計画の記載<u>15事項</u>中<u>13事項</u>が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、<u>2事項</u>について「中期目標を十分には達成していない」と認められること等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「中期計画の記載<u>15事項</u>中<u>14事項</u>が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、<u>1事項</u>について「中期目標を十分には実施していない」と認められること等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・中期計画【63】に対する意見の申立てに連動するため。・中期計画【63】の女性教員の採用比率年平均27.5%の数値目標について、本学では第3期中のいずれかの年度において達成する計画としており、第3期中2度達成している。このことから、中期計画【63】の数値目標は全て達成しており、進捗状況は「中期計画を十分に実施している」以上と判断するため。	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 2-II-(1)の申立てへの対応のとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【評定】 「中期目標を<u>おおむね達成</u>している」</p> <p>【申立内容】 評定を「中期目標を<u>達成</u>している」に改めていただきたい。</p> <p>【理由】 中期計画【48】の進捗状況が「十分には実施していない（II）」と判断されたことが当該目標項目全体の評定を決めているが、<u>以下3つの観点により再考願いたい</u>。</p> <p>①中期計画【31】に係る評価との整合性 「I. 教育研究等の質の向上の状況 - グローバル化に関する目標」を構成する中期計画【31】は、【48】と同一内容を含むものであるが、国立大学法人評価委員会に承認された「戦略的かつ意欲的な目標・計画」であることから、NIADによる評価原案において「中期計画を実施している」という標準的な判定がなされている。【48】の語学力に関する部分は【31】を参照しており、【48】に含まれるもうひとつの要素「複雑化・高度化する業務に対応できる職員を育成するための計画的な研修」についても、計画通りに実施できていることから、評価に係る実施要領の基準等に照らし、また、【31】に係る評価との整合性を踏まえ、【48】は「II」には相当しないものと考えられる。</p> <p>②4年目終了時(令和元年度)評価および令和2年度評価との整合性 中期計画【48】係る実績値については、令和元年度・2年度の時点でも目標値に届いていなかったが、進捗状況は「III」と判断され、項目全体の評定も「順調」を得た。このことは、令和2年度評価までは当該計画の難易度等が加味されていることを意味し、目標値に届いていないことが直ちに「II」となるわけではない、という基準が示されているものと言え、今般の評価は過年度の基準との一貫性に欠く。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。 なお、中期計画【48】は、中期計画【31】の一部の要素が含まれておらず、同一内容ではない。加えて、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に認定されていないことから、中期計画【31】に係る評価との整合性を欠くものではない。 また、4年目終了時評価では、令和元年度までの事業の実施状況並びに令和2年度及び令和3年度の事業の実施予定について評価を行っているが、今回の評価では6年間の事業の実施状況の評価を行っており、変更が生じることはある得ることから、一貫性を欠くものではない。</p>

【様式1】意見及び対応

<p>③当該項目を構成する他の中期計画事項も含めた総合的判断</p> <p>業務実績評価の実施要領では、項目別評価の評定に係る判断基準の目安が示されているが、基本的には総合判断がなされるものと明記されている。そのため、本学が当該目標項目において、中期計画【48】以外（【42】～【47】【49】）では「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」との評価を得ていることは考慮されるべきであり、上記①②の状況に加え、当該項目を構成する中期計画8事項全体の総合的な評価という観点で見れば、十分に「中期目標を達成している」の評定に足るものと言える。</p>	
--	--

国立大学法人愛知教育大学

法人番号：46

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目（1）】 1 全体評価 (業務運営・財務内容等)</p> <p>【原文（1）】 『・・・一方で、「業務運営の改善及び効率化」に関する項目1事項について、「中期計画を十分には実施していない」と認められる<u>こと</u>から、改善に向けた取組が求められる。』</p> <p>【申立内容（1）】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 『・・・一方で、「業務運営の改善及び効率化」に関する項目1事項について、「中期計画を十分には実施していない」と認められる。』</p> <p>【評価項目（2）】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 (改善すべき点)</p> <p>【原文（2）】 『○ 中期計画を十分には実施していないと認められる事項 教育学研究科修士課程について「修了者（現職教員、進学者、留学生、学校教育臨床専攻修了者を除く）の教員就職率について、第3期終了までに80%を確保する。」（中期計画【66】）については、教員就職支援策の充実を図っているものの、令和2年度の修士課程修了者の教員就職率は74.3</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 同様の事案がある法人に対しては、同様の表現で公平に指摘することとしているほか、改善に向けた取組が実施されていることを具体的に確認した上で原案の文案としているため。</p>

%となっており、中期計画を十分には実施していないと認められる。』

【申立内容（2）】

削除願いたい。

【理由】

第3期中期計画【66】では、「教育学研究科修士課程の抜本的な再編成を行うために、教育実践研究科（教職大学院）との入学定員の見直しを図り、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）を現行10対5から7対8の割合にする。」ことを掲げ、第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（P11）のとおり、「令和2年度から、旧修士課程の教員養成機能を教職大学院に集約化する取組を行った。」ことを報告した。

令和2年度の改組では、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）を3対12の割合まで、当初の計画以上に抜本的な見直しを図った。

このため、本学では、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）の評価は不可分であると認識している。

第3期中期計画では、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）の教員就職率は、目標値80%、95%を掲げたが、改組前（平成31年3月時点）は、実績値63.1%、94.3%にまで落ち込んだ。

その後、本評価にあたり示したとおり、既に各種の改善に取り組み、改組後（令和3年3月）の実績値は、74.3%、100%となり、それぞれ上昇傾向にあるため。

また、令和2年度の改組では、旧修士課程の全ての教員養成機能を新教職大学院に完全移行しており、新修士課程における教員養成機能に対して改善すべき点としたこの度の指摘は、時機を逸したものであるため。

国立大学法人大分大学

法人番号：78

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】中期目標の達成状況が不十分である」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】中期目標をおおむね達成している」</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務運営の改善及び効率化に関する目標」が「中期目標の達成状況が不十分である」との評価を受けたことに関して、中期計画2事項で「中期計画を十分には実施していない」と評価されたことが理由として挙げられているが、この中期計画の評定の見直しをお願いしたい。 ・まず、中期計画【53】では、「教育研究を活性化するため、(中略)退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、若手教員比率18.2%を目指して促進する」という目標が設定されていたが、令和3年度の若手教員比率が15.79%であることを理由に「中期計画を十分には実施していない」との評定となっている。 ・本中期計画においては、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員を対象としているが、教員を限定せずに、自己財源や外部資金で雇用した特任教員等を加え、全教員を対象とすると、若手教員比率は令和3年度末で22.3%と目標値18.2%を大きく上回っている。本中期計画は、若手教員の活躍で本学の教育研究を活性化することが本来の目標であり、その教育研究を担う全教員を対象とした場合に目標値を大きく上回っていることから、実質的には本中期計画を達成したと言える。のことから、評定を「中期計画を十分に実施している」に変更していただきたい。 ・また、中期計画【56】では、「理事等の役員に占める女性比率を12.5%以上とする」という目標に対して、令和3年度の役員に占める女性比率が11.1%であることを理由に「中期計画を十分には実施していない」との評定となっている。 ・本目標については、大学の経営上、高大接続事業の活性化、 	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。</p> <p>なお、中期計画の記載事項ごとの検証において、数値目標の達成の妥当性も含めて検証を行った結果、原案のとおり中期計画を十分には実施していないという判断をしている。</p> <p>また、大学院専門職学位課程における学生定員の未充足については、同様の事案がある法人に対しては、同様の表現で公平に指摘することとしているほか、改善に向けた取組が実施されていることを具体的に確認した上で原案の文案としているため。</p>

【様式1】意見及び対応

附属学校のガバナンス体制の強化が必要不可欠だったことから、令和2年10月1日に担当となる非常勤理事1名を増員し、この非常勤理事が男性であったため、結果的には「理事等の役員に占める女性比率を12.5%以上」の目標値を下回る結果となった。

- 一方で、本学では大学経営に多様な知識・経験を有する者に参画してもらうため、役員を中心としつつ副学長や学長特命補佐、学長補佐を配置した執行部を構築している。学長特命補佐や学長補佐は、各担当理事の下に配置されており、常に理事と意見交換しながら職務に当たっており、その意見等は理事を通して全学的な意思決定に影響している。この意味で、女性教職員の意見が法人の意思決定に反映されていると言える。また、令和2年10月1日に理事等の役員に占める女性比率が目標値を下回った後、副学長や学長特命補佐、学長補佐及び理事等を含めた執行部全体で女性登用を推進することの検討を重ね、令和3年10月1日に、それまで執行部全体で3名だった女性を5名に増員することができた。
- このように、理事等の役員に占める女性比率を12.5%以上とする目標値は達成することができなかったが、この目標が、多様な人材の登用により大学経営に多様な視点を取り入れることであることを踏まえれば、執行部全体で女性教職員を2名も増員し、これら女性教職員の意見が法人運営に反映されていることから、中期計画の趣旨は十分に達成したと言える。このことから、評定を「中期計画を十分に実施している」に変更していただきたい。
- 上記の他に、大学院専門職学位課程における学生定員の未充足が指摘されている。本学教職大学院の第3期中期目標期間の収容定員充足率は、令和3年度で82.5%と90%を下回っている。一方、全国の教職大学院の入学定員充足率の平均は、令和2年度が81.0%、令和3年度が78.6%であり、これらの平均値から令和3年度における全国の収容定員充足率（平均値）を推測すると79.8%となる。これを本学の収容定員充足率と比較した場合、本学が+2.7%上回っており、全国的に見て本学の収容定員充足率は高い水準であると言える。
- 以上のとおり、中期目標の評価が低い評定となった理由のうち、中期計画2事項については「中期計画を十分に実施している」の評定がふさわしいこと、また、教職大学院の定員充足率については90%を下回ってはいるものの全国的に見て高い水準であることから、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の評定を一段階引き上げ、「中期目標の達成状況をおおむね達成している」に変更していただきたい。

国立大学法人鳴門教育大学

法人番号：68

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「大学院修士課程について、学生収容定員の充足率が平成29年度から令和元年度にかけて90%を満たさなかつたこと及び」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 「改善すべき点」として記載された大学院修士課程の収容定員の未充足については、4年目終了時評価に記載された事項であり、大学として対応した結果、令和2年度からは改善している状況である。</p> <p>「第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」のP14【4年目終了時評価における課題に対する対応】に記載した「改善状況」のとおり、定員充足率は令和2年度101.7%、令和3年度95.4%、令和4年度101.3%と改善している状況である。</p> <p>以上のとおり改善したことを報告しているが、4年目終了時評価と同様に「改善すべき点」に記載され、対応が求められるとされているので、当該部分については削除願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 同様の事案がある法人に対しては、同様の表現で公平に指摘することとしているほか、改善に向けた取組が実施されていることを具体的に確認した上で原案の文案としているため。</p>

国立大学法人大分大学

法人番号：78

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 同様の事案がある法人に対しては、同様の表現で公平に指摘することとしているほか、改善に向けた取組が実施されていることを具体的に確認した上で原案の文案としているため。</p>
<p>【原文】 「【評定】中期目標を<u>おおむね達成している</u>」</p>	
<p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p>	
<p>【修正文案】 「【評定】中期目標を<u>達成している</u>」</p>	
<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他業務運営に関する重要目標」が「中期目標をおおむね達成している」との評価を受けたことに関して、研究費の不適切な経理が令和元年度及び令和2年度に確認されたことが理由として挙げられている。 ・令和元年度の研究費不正が発覚後、本学は公的研究費の適正執行等に係る説明会の開催や研究倫理及び公的研究費の不正防止等に関するコンプライアンス教育、さらには出張旅費に関するサンプリング調査の実施など、研究費不正を起こさないための取組を積み重ねて実施してきた。 ・このうち、出張旅費に関するサンプリング調査は、旅費の不正受給が発生しないよう牽制を行うことを目的に、当該年度の旅行申請データからサンプルを抽出し「出張事実の確認調査」及び「出張先からの旅費支給有無の確認調査」を行うものである。令和2年度に確認された新たな研究費不正（旅費の架空請求）は、このサンプリング調査を基に発覚したものであり、決して講じた対策が不十分だったからではない。むしろ講じた対策が有効に働いたものと言える。 ・なお、令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果では、「令和元年度評価において評価委員会が指摘した課題（=研究費の不適切な経理）について改善に向けた取組が実施されているほか、下記の状況（研究費の不適切な経理に関して再発防止向けた取組は行われているが、更なる内部統制の充実 	

【様式1】意見及び対応

を図るなど、引き続き積極的な取組を行うことが望まれる)を総合的に勘案」して、「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評定を受けている。年度評価が単年度の年度計画に対する単年度の評価であったとしても、過去の年度評価における指摘事項への対応については、その年度に限った対応状況ではなく、それまでの対応状況の積み上げを評価しているものであるものと解される。研究費の適切な経理に向けた本学の対応は、制度を網羅するシステムとして行っているものであり、それが過去の年度評価において「中期計画の達成に向けて順調」と評価されたということは、当該システム全体が「中期計画の達成に向けて順調」と判断されたものと解することが相当である。

- ・本学は、研究費不正経理の再発防止の取組や調査体制の強化など、内部統制の充実に真摯に取り組んできた。こうした方策に不備はなく、令和3年度においても、旅費取扱いマニュアルの改訂により新たに用務遂行を確認できる証拠書類を提出させ用務遂行の確認を徹底させることや、先方負担の有無や兼業の有無に関するチェック項目を追加するといった旅費システムの改修など、引き続き内部統制の強化に取り組んでいる。にもかかわらず、こうした側面を考慮せず、事案が生じたことのみをもって低評価とするのは評価の在り方として適切ではないと考えられ、評価の見直しをお願いしたい。
- ・確かに、研究費不正が生じたこと自体に弁解の余地はないが、このように厳格な対応を取ることで不正の根絶に努めており、現に令和2年度以降は事案が発生していないことも勘案していただき、「その他業務運営に関する重要目標」の評定を一段引き上げ「中期目標を達成している」に変更いただきたい。